

午後2時00分 開会

議長

ただいまの出席委員は12人中9名です。
定足数に達しておりますので第2回新城市農業委員会総会を開会します。

議長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議ないものと認め指名いたします。
農業委員2番
農業委員3番 お願いします。

議長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。
始めに第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第2号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転6件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は56年・46年で、年間従事予定日数は150日・100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は5,027㎡です。権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番

譲受人の新規就農のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者のみで、農作業歴は0年、年間従事予定日数は130日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は1,492㎡です。権利取得後は、梅・栗・茄子・薩摩芋・かぼちゃ・馬鈴薯の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は32・27年で、年間従事予定日数は150日・110日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は4,893㎡です。権利取得後は、梅の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番

譲受人の子の新規就農のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。申請者は他市の認定農業者であり、約13haの農地を耕作しております。

農業従事者は、申請者の子のみで、農作業歴は未経験ですが農業大学を卒業見込みです、年間従事予定日数は365日であり、必要な作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩5分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は4,975㎡です。権利取得後は、柿・野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号5番

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者のみで、農作業歴は6年、年間従事予定日数は120日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は5,752㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号6番

譲受人の新規就農のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者のみで、農地を取得するのは初めてですが農作業歴は家庭菜園にて20年あり、年間従事予定日数は315日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を導入する予定としています。申請地は耕作者の購入予定の自宅から徒歩で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は1,673㎡です。権利取得後は、みかん・野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

議 長 以上、申請番号1番から6番について、許可することを原案といたします。
第2号議案の説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議 長 補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

12番委員 4番について、もう少し詳細を知りたいです。申請者さんはかなり広く農業がなされているようですが、具体的に何を作っている方ですか。

事務局 水稻・トマト・いちご等を栽培しているとのこと。所管市の農業委員会からの情報提供を頂いております。

12番委員 ご両親とは別に農業をされるのですよね。

事務局 そうです。営農計画書も本人がほぼ毎日作業するというご予定で頂いております。

議 長 その他にご質問はありませんか。
ご発言もありません。採決を採りたいと思います。

議 長 第2号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成多数)

議 長 賛成多数と認め、当該議案については原案のとおり決定いたします。

次に、第3号議案の農地法4条の規定による許可申請について上程します。

<p>事務局</p>	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>第3号議案について説明させていただきます。議案書5ページをご覧ください。転用1件です。議案書6ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 申請人は、申請地を平成6年頃に埋立て整地を行い、通路及び駐車場として利用し現在にいたります。農地法手続きが未了であったため、今般、是正のため本申請に至ります。通路及び駐車場として利用していたことの始末書が添付されています。 農地区分は表の第2種農地最下段の「上記いずれにも該当しない農地」に該当すると判断しました。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと判断されますので、お手元の許可基準表の基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、通路・駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。排水方法、日照等に問題はなく、従前と変わらず利用するため、周辺農地等の営農に支障はないと思われま。</p> <p>以上、第3号議案1件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等はございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第3号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数と認め、当該議案については原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、第4号議案の農地法5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>第4号議案について説明させていただきます。議案書7ページをご覧ください。所有権移転5件、賃借権設定3件です。 議案書8ページをご覧ください。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 借人は、□□にて碎石等採取販売業を営む法人で、平成25年に当該地の農転許可をうけ岩石採取事業を行っていました。現在採取計画が全体3分の1程進んだ状態で、許可期限を迎え、今後も事業を行うため再度転用申請をするものです。許可期限を迎えた後の提出であるため、始末書が添付されております。 農地区分は、表の第2種農地最下段の「上記のいずれにも該当しない農地」に該当すると判断しました。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、お手元の許可基準表の基準を満たします。 転用許可の一般基準についてですが、利用率は100%であり、全額自己資金でまかなう計画で、関係法令等も調整中で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法については、調整池・沈砂池にて流量調整後、既設水路へ放流する計画で周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。</p> <p>申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。 受人は、○○○に本社をおき発電事業を主とする法人です。自社の経営安定化のため太</p>

陽光発電設備の設置を計画し、事業地を探したところ、土地管理困難となった地権者との売買の合意に至り、申請地に発電設備を設置するものです。

農地区分は、表の第2種農地③「市街地に近接する区域にある農地で、一団となる農地の規模が10ha未満である農地」に該当すると判断しました。本件は、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、お手元の許可基準表の基準を満たします。

転用許可の一般基準についてですが、利用率は100%であり、全額自己資金でまかなう計画で、太陽光設備設置条令含む関係法令等も調整中で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法については、雨水は敷地内浸透ですが、事業地を土堰堤で囲い周辺農地等に雨水が流入しないように対処する計画で、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。

申請番号3から6番については、転用事業者と事業内容が同一であることから、一括して説明します。申請者、申請地記載のとおり。

受人は、〇〇〇に本社をおき、発電設備の施工・販売を主とする法人です。事業拡大のため発電施設用地を探したところ、それぞれ遠隔地在住・高齢等の理由により土地管理困難となった地権者たちとの売買の合意に至り、申請地に発電設備を設置するものです。

農地区分について、すべての農地が表の第2種農地③に該当すると判断しました。いずれも農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、お手元の許可基準表の基準を満たします。

転用許可の一般基準についてですが、利用率は100%であり、全額自己資金でまかなう計画で、太陽光設備設置条令含む関係法令等も調整中です。国の固定価格買取制度を利用しない案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された法人と売電契約を結んでいます。計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法については、雨水は敷地内浸透ですが、事業地を土堰堤で囲い周辺農地等に雨水が流入しないように対処する計画で、浸透枘の設置も検討しておりますので、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。

申請番号7番。申請者、申請地記載のとおり。

借人は、〇〇〇に本社をおき発電事業を主とする法人です。事業拡大のため発電設備用地を探したところ、土地管理困難となった地権者との賃貸借契約の合意に至り、申請地に発電設備を設置するものです。

農地区分は、表の第2種農地③に該当すると判断しました。本件は、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、お手元の許可基準表の基準を満たします。

転用許可の一般基準についてですが、利用率は100%であり、全額自己資金でまかなう計画で、太陽光設備設置条令含む関係法令等も調整中です。国の固定価格買取制度を利用しないノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された法人と売電契約を結んでいます。計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法については、雨水は敷地内浸透ですが、事業地を土堰堤で囲い周辺農地等に雨水が流入しないように対処する計画で、浸透枘の設置も検討しておりますので、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。

申請番号8番。申請者、申請地記載のとおり。

借人は、〇〇〇に本社をおき発電設備の施工・販売事業を主とする法人です。新規事業立ち上げに際し、発電設備用地を探したところ、土地管理困難となった地権者との賃貸借契約の合意に至り、申請地に発電設備を設置するものです。

農地区分は、表の第2種農地③に該当すると判断しました。本件は、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、お手元の許可基準表の基準を満たします。

転用許可の一般基準についてですが、利用率は100%であり、銀行融資による借入金でまかなう計画で、太陽光設備設置条令含む関係法令等も調整中です。ノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された法人と売電契約を結んでいます。計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法については、雨水は敷地内浸透ですが、事業地を側溝で囲い、浸透枘も設け周辺農地等に雨水が流入しないように対処する計画で、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。

	<p>以上、第4号議案8件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等はありませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
齋藤推進委員	<p>意見ですが、説明会が終えていない状態で農業委員会としての意見を出すのはいかなものかと思えます。</p>
事務局	<p>太陽光発電設備の案件ですが、すべて事業地隣接者への説明は済んだと伺っております。代理人や事前審査会を通して確認しております。いずれも環境政策課へ事前協議申出書を提出した状態で、発電設備条例上の説明会はなされていない案件となります。</p> <p>今年の4月より条例施行されてから、担当課への書類提出がとても複雑となり、事業者も大変だろうということで、条例の事前協議申出書を提出した状態で、農地転用の申請を受付してました。しかし、調整不足により事業実施ができず、取り下げ・取消となる案件が増えました。</p> <p>そのため事務局では、事前協議の段階では転用の一般基準を満たさないものと考え、来年1月案件となる申請では、地元説明会が終わり、担当課宛へ事業計画届出書を提出した上で農地転用を提出してもらう運用に変更します。この件は愛知県行政書士会に通知し、ホームページ上にもこの運用についてを記載します。</p> <p>つまり、1月審議案件からは地元説明会が終わっていない状態の転用申請は議案として上がらないものと考えていただければと思います。</p>
議 長	<p>その他にご質問はありませんか。 ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第4号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、当該議案については原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、第5号議案の、改正前の議案農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。 事務局より説明をお願いします</p>
議 長	<p>それでは第5号議案について説明させていただきます。議案書11ページをご覧ください。改正前農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 使用貸借権設定94件、賃借権設定86件です。議案書12ページをご覧ください。 (議案書のとおり説明)</p>
議 長	<p>以上、番号1番から173番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第5号議案につきましては適当であることを原案とさせていただきます。 以上で説明を終わります</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ありませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の68番から87番については12番委員、31番・153番については6番委員が「農業委員会等に関する法律」第</p>

議 長	31 条の規定により議事参与の制限をうけますので、議事参与の制限を受ける案件以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議 長	議事参与の受ける案件以外の番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	賛成多数と認め、該当案件については原案のとおり決定いたします。
議 長	それでは、68 番から 87 番になります。12 番委員には一時退出をお願いします。 (委員退出)
議 長	それでは、12 番委員に関連する番号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議 長	該当案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	賛成多数と認め、該当案件については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室)
議 長	続いて、31 番と 153 番です。6 番委員には一時退出をお願いします。 (委員退出)
議 長	6 番委員に関連する番号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議 長	該当案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	賛成多数と認め、該当案件については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室)
議 長	次に、第 6 号議案農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規程に基づく農用地利用集積計画案に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第 6 号議案について説明させていただきます。議案書 40 ページをご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律の利用集積計画案です。 使用貸借権設定の権利移転 1 件、賃借権設定の権利移転 1 件です。議案書 41 ページをご覧ください。 (議案書のとおり説明)
	以上、番号 1 番につきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第 6 号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。 説明を終わります
議 長	事務局の説明が終わりました。

議 長	担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議 長	第6号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議 長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
議 長	それでは、議案書をご覧ください。 報告第1から第6、報告案件計39件について説明いたします。 (議案書のとおり説明)
議 長	以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議 長	ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。 以上をもちまして第2回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。